的区分の日本」とあるのは「別表六における地域区分の日本」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数」と読み替えるほか、第六十五条第一項中「第七十五条から第七十九条まで」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十九条及び第八十六条から第八十八条まで」と、「ストレス係数」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、「第六十七条第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第二項」と、第六十六条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十七条第一項中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、同項第三号中「次条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する次条各号」と、第六十八条中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、第六十九条第一項第一号中「第六十七条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項」と、同項第二号中「前条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条各号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、第七十条第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条第一項第二号」と、「第六十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十一条中「第六十八条第一号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第一号」と、第七十二条中「第六十八条第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第二号」と、同条第二号中「第七十五条第一号ロに規定する予測データ」とあるのは「第八十六条第一号イ⑵及びロ並びに第八十七条第一号イ⑵及びロに規定するデータ」と、「現在推計の額」とあるのは「正味現在推計の額」と、同条第四号中「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、第七十三条中「第六十八条第三号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第三号」と、第七十四条第一項中「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定する」とあるのは「第八十三条及び第八十四条に規定する」と、「次条から第七十九条まで」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第七十二条第四号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十二条第四号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十九条中「保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約」とあるのは「国内元受保険契約（元受保険契約のうち我が国において獲得した保険契約をいう。）、海外元受保険契約（元受保険契約のうち国内元受保険契約以外のものをいう。）及び受再保険契約」と、「第七十五条、第七十六条及び前条」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第五十六条、第五十七条及び第六十二条」とあるのは「第八十三条及び第八十四条」と、「地理的区分の日本に係る」とあるのは「地域区分の日本に係る商品区分ごとの」と読み替えるものとする。

2　第八十条の規定は、連結ベースの計算において、保険会社等が前項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法採用社である場合について準用する。この場合において、第八十条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社である場合」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の損害保険契約等に係る第八十三条及び第八十四条の規定」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の単体ベースの損害保険リスクの額」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）」とあるのは「保険リスクに係る会社固有の係数採用社」と読み替えるものとする。

（保険料リスクにおけるリスク係数の算出）

第八十六条　地理的区分の日本に対応する保険料リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一　直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　次に掲げるもの

⑴　各事業年度の既経過保険料

⑵　各事業年度の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故は除くことができる。）に係る当該各事業年度末時点の最終損害率

ロ　予測データ　各事業年度の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る当該各事業年度の前事業年度末時点の期待最終損害率

二　保険料リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ